

その他のお知らせ

○ 雇用保険手続の届出にマイナンバーの記載をお願いします。

- ◆マイナンバー制度（雇用保険関係）の具体的な内容は、厚生労働省ホームページに掲載しています。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000087941.html>

マイナンバー制度(雇用保険関係)

○ 雇用保険手続は電子申請（e-Gov）が便利です。

365日いつでも申請可能な「電子申請」（e-Gov電子申請システム）をぜひご利用ください。

- ◆電子申請なら、窓口での提出のように待ち時間がかかりません。また、書留での届出のような費用もかからないため、時間とコストをかけずに申請できます。
- ◆平成28年1月からは、電子署名機能が付いた個人番号カードを「電子証明書」として利用できるようになり、さらに利便性が向上しました。

（参考マニュアル）

- ・オンライン申請ガイドブック
- ・e-Gov電子申請利用マニュアル
- ・e-Gov電子申請講習会資料

- ◆「一括申請」の機能を活用し、本社が支社の手続きをまとめて申請することができます。

※一括申請の機能に対応したソフトウェアを導入している必要があります。詳細はe-Govをご確認ください。

一括申請のイメージ（雇用保険被保険者資格取得届の例）

